



- トピックス
- I. シンガポール事務所がシンガポール法法律事務所と「Nishimura & Asahi – Bayfront Law Alliance」を開始
 - II. シンガポールの上場企業買収の留意点について
(第2回 上場企業へのデューデリジェンスについて)
 - III. シンガポール:個人情報保護法 2020 年改正案の主要な改正点
 - IV. シンガポール:仲裁条項を含む契約に基づく債務の回収手段としての会社の解散・清算申立に関する裁判例
 - V. マレーシア:流通取引業の外国資本参加に関するガイドライン改定
 - VI. ミャンマー法務にまつわる近時のトピック
(広告・販売促進に関する制限/直接販売法-法案の内容とその問題点/
コンドミニアムにかかるオーナーシップ割合の決定)
 - VII. インド:零細中小企業保護法の特徴とコロナ禍を受けての適用拡大

2020年
7月21日号

I. シンガポール事務所がシンガポール法法律事務所と「Nishimura & Asahi – Bayfront Law Alliance」を開始

西村あさひ法律事務所シンガポール事務所(Nishimura & Asahi Singapore LLP)は、シンガポール法法律事務所である Bayfront Law LLC と共にシンガポール法務局に Formal Law Alliance ライセンスの申請を行い、その承認を受け、2020 年 6 月 1 日より、「Nishimura & Asahi – Bayfront Law Alliance」として、シンガポール法に関するリーガルサービスを開始いたしました。

今般シンガポール事務所とアライアンスを組んだ Bayfront Law LLC の代表であるケサヴァン・ナイアー シンガポール法弁護士は、民事・商事訴訟に長い経験を有しており、また、同事務所に所属するメリッサ・タン シンガポール法弁護士はこれまでも、コーポレート、M&A 法分野において西村あさひ法律事務所とともに日系企業を多数サポートし続けております。

このアライアンスの名の下、コーポレート、M&A、ファイナンス、バンキング等のシンガポール法のサービスを提供いたします。また、シンガポール事務所に所属する、一定の分野でシンガポール法のリーガルサービスの提供ができる Foreign Practitioner Certificate を有する 4 名を含む ASEAN での深い経験を有する日本人弁護士やマレーシア法弁護士、インドネシア法弁護士、フィリピン法弁護士と Bayfront Law LLC の 12 名のシンガポール法弁護士とが共同することで、より効率的かつ幅広いリーガルサービスの提供を実現しております。シンガポール事務所と Bayfront Law LLC は、2020 年中に、シンガポールのタンジョン・パガー・エリアに所在するオフィスに共に引っ越す予定でおります。

当事務所は、かねてより国際業務分野の一層の強化・充実を期しており、国内外 16 拠点を密につなぐ形で、グローバル化するクライアントにとってますます重要となる「アジア戦略」をサポートする法律事務所として、引き続き質の高いリーガルサービスを提供してまいります。

今後とも一層のご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

Ⅱ. シンガポールの上場企業買収の留意点について(第2回)

執筆者:山中 政人、眞榮城 大介

第2回 上場企業へのデューデリジェンスについて¹

買収した会社が実は必要な許認可を持っていなかったり、大規模な損害賠償を負うこととなったり、あるいは企業価値が売買価格よりも大きく低かったというような事態を避けるため、事前に関心対象企業のデュー・デリジェンスを行う必要があるのは、上場企業であっても同様である。むしろ、企業の規模が大きく、買収価格も高いものが多いことを考えれば、その必要性は上場企業の買収の方がより高いとも考えられる。また、日系企業が、シンガポールの企業を買収しようとする際には、その法制度やカルチャーの違いなどを確認するためにも、デューデリジェンスは便宜といえよう。

以下では、デューデリジェンスにおける公開情報の効果的な利用及びインサイダー規制の観点からの留意点について、概説する。

1. シンガポールで設立された会社については、日本における法人登記簿に相当する Corporate Profile(商号、設立日、資本金額、発行済株式総数、会計監査人、会社資産上の担保の有無、取締役、秘書役、株主等の情報が記載されている)、会社設立証明書、定款、監査済財務書類(一定の会社に例外あり)、不動産登記簿、シンガポールで登録されている知的財産権の有無、訴訟係属の有無、清算手続に入っていないかなどの情報が公的記録として入手可能である。

また、シンガポールの上場会社については、重要情報についての適時開示義務がある(シンガポール取引所(SGX)メインボード上場規則 703 条等)。これにより、上場会社証券について誤った市場形成がなされないように必要、またはその証券の価値に重大な影響を与えるであろう情報は、一般公表されなければならないとされている。そのため、上場会社については、非上場会社よりも一般に公表されている情報が多く、これらを取得するのも容易である。

2. もっとも、すべての重要情報を開示しなければならないのではなく、開示をすることが法令に違反するもの、合理的な一般人からして情報の開示が期待されないもの、機密情報、提案・交渉など不確実な情報、想定や開示するには不十分な情報、内部経営目的のために発生した情報等、開示義務が課されない情報もある。

上場企業の買収を検討している者からすれば、これらの開示されない情報についても、確認しておきたいところかと思われるが、これらの上場会社の情報の取得についてはインサイダー規制が問題となる。シンガポールのインサイダー規制(シンガポール証券先物法 218 条・219 条)では、一般的に公表されていない情報で、それが一般的に公表されれば合理的な一般人であればその会社の株価に重大な影響を与える情報(以下「インサイダー情報」という)を保有し、かつその情報が一般に公表されておらず、かつ会社の株価に重大な影響を与える旨を知り、または知っているであろう者は、法令上「インサイダー」とみなされる。そして、インサイダーは、その会社の証券を引き受け、購入若しくは売却、またはそれらの契約を締結したり、ある者をして契約させることが禁止されている。また、インサイダーは、上記の取引またはその契約を締結するであろう者に対して、インサイダー情報を伝えることも禁止されている。かかる情報には、前述の SGX の規定では開示が求められないものも含まれるため、買収者は、仮にかかるインサイダー情報を取得した場合には、かかる情報が一般公表され、インサイダー情報ではなくなった状態で、売買契約等を結ばない限り、インサイダー規制に触れてしまい、S\$250,000 を超えない罰金若しくは 7 年を超えない禁錮またはその双方が課される場合がある。また、シンガポールの上場会社の買収を規制する The Singapore Code on Take-Overs and Mergers(以下「Takeover Code」という)でも、公開買付け等に関連する対象会社の証券の価格に影響を与え得る一般に公開されていない情報を保有している間は、当該情報が一般公表されなければ、買収を出来ない旨規定している(Takeover Code 規則 11.1 項 o)。

そのため、デューデリジェンス等のために上場会社から情報を取得しようとしても、上場会社は、情報の開示については慎重になり、また情報を取得する買収者側も、かかる情報の取得や取扱いについては、慎重にならざるを得ないこととなる。定義が広義にわたるため、いかなる情報がインサイダー情報に該当するかは明確に判断し難いところでもある。SGX の規

¹ 第1回(上場企業買収の法制度の枠組)については [西村あさひ法律事務所アジアニューズレター2019年11月20日号](#)をご参照ください。

定には、上場会社の買収の際のデューデリジェンスの場合の開示について触れていることもあり、必要最低限度かつ守秘義務を課した上での特定の者への開示、いわゆる selective disclosure も認めているようではあるが(シンガポール取引所(SGX)メインボード上場規則 Appendix 7.1 Corporate Disclosure Policy 24 項)、インサイダー規制との関係で当該開示がどのように扱われるかは明確にされていない。そのため、デューデリジェンス等のために上場会社から情報を取得する際には、経験豊富なアドバイザーからのアドバイス等を得て、対応されることが望まれる。



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表
m.yamanaka@jurists.co.jp

2002年よりキャピタルマーケット業務を専門的に手掛け、日本の企業のグローバル・オファリング、韓国、台湾、香港、シンガポールでの IPO に関与する。2011-2012年、香港の Norton Rose 法律事務所に出向。2012年2月より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所にて執務を開始し、現在、共同代表として日本企業のアジアでの M&A 等をサポート。



ま え しろ だいすけ
眞榮城 大介

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士
d.maeshiro@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。アメリカの法律事務所での研修を経てシンガポールオフィス勤務。マレーシアやシンガポールをはじめとする東南アジアにおける M&A 案件、一般企業法務案件に広く携わる。

Ⅲ. シンガポール: 個人情報保護法 2020 年改正案の主要な改正点

執筆者: 村田 知信、数井 航

[西村あさひ法律事務所アジアニューズレター2017年7月号「シンガポールの個人情報保護法とその摘発事例」](#)では、シンガポール個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2012)(以下「PDPA」といいます。)の概要を紹介しました。この度、PDPA の改正案である Personal Data Protection (Amendment) Bill 2020(以下「PDPA 改正案」といいます。)が公表され、2020年5月14日から28日にかけて、パブリックコメントに付されました。当該改正案が法案となり成立した場合、2012年にPDPAが制定されて以来、初めての包括的な改正となります。本稿では、PDPA改正案の概要を紹介します。なお、PDPA改正案とともにスパムコントロール法(Spam Control Act)の改正案もパブリックコメントに付されていましたが、本稿では、同法の改正内容についての紹介は割愛します。

1. 主要な改正点

PDPA改正案では、主に、以下の点がPDPAから変更されています。

- ① データブリーチ時の通知義務の新設
- ② データポータビリティに関する規定の新設
- ③ 事業者による個人情報の収集、利用又は開示についてのみなし同意の範囲拡大
- ④ 個人情報の収集、利用又は開示のための同意以外の適法性根拠の拡充
- ⑤ 処分・罰則等の強化

以下、それぞれについて、解説します。

2. データブリーチ時の通知義務の新設

(1) 現状の規定

PDPA 下のガイドライン²において、データブリーチとは、「事業者が保有又は支配する個人情報に無権限でのアクセス、使用、開示、複製、改ざん、破棄その他同等のリスクが生じた場合」と定義されています。データブリーチにより、情報主体に重大な害悪若しくは影響が生じる恐れがある場合³、又は、500名以上の情報主体に係る個人情報についてデータブリーチが生じた場合、データブリーチの対象となった個人情報を保有又は支配している事業者は、可及的速やかに情報主体に連絡するとともに、72時間以内に個人情報保護委員会(Personal Data Protection Commission)(以下「PDPC」といいます。)に対して報告を行うことが推奨されています。ただ、これらの対応は義務ではなく、あくまで推奨されているに過ぎず、また、PDPA 自体には、データブリーチに関する規定は存在していませんでした。

(2) PDPA 改正案の規定

PDPA 改正案は、前出のガイドラインの定義を踏襲する形で、「事業者が保有若しくは支配する個人情報への無権限でのアクセス、使用、開示、複製、改ざん、破棄が生じた場合、又は、それらが生じるであろう形態で個人情報が保存されていた保存メディア、デバイスが紛失された場合」をデータブリーチとして定義しています。

そして、事業者がデータブリーチが生じたと考えることに十分な根拠がある場合、当該事業者は、データブリーチの規模、影響を

² GUIDE TO MANAGING DATA BREACHES 2020

³ GUIDE TO MANAGING DATA BREACHES 2020 では、国民識別番号、病歴、財務情報、犯罪歴等が個人に重大な害悪又は影響を生じさせる恐れがある個人情報の例として列挙されています。

迅速かつ合理的に評価することが求められます。その上で、データブリーチが情報主体に重大な影響を生じさせる若しくはその恐れがある場合又はデータブリーチの規模が大きい場合には、PDPC に対して、データブリーチが生じたことを、3 暦日以内に通知する義務を負います。また、データブリーチが情報主体に重大な影響を生じさせる恐れがある場合には、当該情報主体に対して、可及的速やかにデータブリーチが生じたことを通知する義務を負います。このようなデータブリーチの評価又は通知が不合理に遅れた場合、通知義務への違反として、PDPC により個人情報の利用の差止、廃棄、PDPC の指示遵守命令等の措置が下され得ることとなります。

3. データポータビリティに関する規定の新設

(1) 現状の規定

PDPA 下では、情報主体の権利として、以下が認められています。

- ・ アクセス権: 事業者が保有又は支配する①自身の個人情報の内容及び②アクセス要求時点から過去 1 年間の当該個人情報の利用及び開示に関する情報へのアクセスを認める権利
- ・ 訂正権: 事業者が保有又は支配する自身の個人情報の誤り及び欠落について、訂正を求める権利

(2) PDPA 改正案の規定

PDPA 改正案においては、上記の二つの権利に加えて、データポータビリティ権が認められることとなりました。情報主体は、データポータビリティ権を行使することにより、自身の個人情報を、現在当該個人情報を取り扱っている事業者から他の事業者に移転するために、現在個人情報を取り扱っている事業者に対して、当該個人情報のコピーの提供を要求することができます。

データポータビリティ権の新設にあたり、同権利の行使により事業者に課される義務を合理的な範囲に抑えるために、現時点では、同権利の対象を下記のように規定することが想定されています。

- ・ 対象となる個人情報の種類: 情報主体が提供した個人情報(事業者提供された情報主体の名前、コンタクト情報、クレジットカード情報、住所等)及び情報主体の活動情報(ウェアラブル端末により収集された個人情報等の、情報主体によるサービス又は製品の利用によって収集された個人情報)のうち、電子的な方式により保有されているもの(ビジネスコンタクト情報を含む)。
- ・ 権利行使する情報主体が有すべき事業者との関係性: 情報主体は当該事業者と現実に直接の関係性を有している必要がある。
- ・ 個人情報を受領する事業者の所在地: 同権利の行使により情報を受領することになる事業者はシンガポール法下で設立された若しくは登録されている、又はシンガポールに拠点がある事業者である必要がある。ただし、PDPC は、当該要件を緩和して、シンガポールと同程度の個人情報保護水準を有しており、かつ相互に協定を締結している法域に所在する事業者による情報の受領まで認める可能性がある。

4. 事業者による個人情報の収集、利用又は開示についてのみなし同意の範囲拡大

(1) 現状の規定

PDPA 下では、事業者が個人情報を収集、利用又は開示するためには、情報主体からの同意が必要とされています。当該同意の取得方法としては、明示的にされる同意の他に、黙示の同意が条文上明確に認められています。黙示の同意が適法性の根拠となるためには、

- ・ 情報主体が特定の目的のために、事業者に対して、自発的に個人情報を提供していること、かつ

- ・ 当該情報主体による情報提供に合理性が認められること

が必要となります。

(2) PDPA 改正案の規定

PDPA 改正案では、上記の要件を満たした黙示の同意以外に、明示的な同意がなくとも同意の存在がみなされる範囲を拡大されることが予定されています。新たに導入される予定のみなし同意は以下の二種類です。

- ・ 契約上の必要性によるみなし同意：個人情報の第三者に対する開示、第三者による収集、及び第三者による利用について、契約又は取引の締結又は履行のため個人情報が合理的に必要な場合、同意がなされたとみなされる。
- ・ 通知によるみなし同意：個人情報の収集、利用又は開示の目的が情報主体に適切に通知され、情報主体がオプトアウトするために合理的な期間を設けたにもかかわらず、情報主体がオプトアウトをしなかった場合。当該みなし同意を得るためには、①事業者が当該目的のための収集、利用又は開示による情報主体への悪影響を除去若しくは緩和又は悪影響が生じる可能性を減少するための対策をとっていること、及び、②当該対策の結果、個人情報の収集、利用、又は開示が情報主体への悪影響を実際に生じさせないであろうことが必要となる。

5. 個人情報の収集、利用又は開示のための同意以外の適法性根拠の拡充

(1) 現状の規定

PDPA 上、前記 4(1)のとおり、個人情報の収集、利用又は開示のためには、原則として情報主体の同意が必要とされています。もっとも、同意を要せず個人情報の収集、利用又は開示が適法とされる例外(適法性の根拠)として、同意なくして個人情報を収集、利用又は開示することが PDPA 等の法律の要請である場合、及び PDPA の附則(Schedule)2 から 4 に規定された⁴場合が定められています。当該附則に定められた同意を要せず個人情報を取り扱うことが可能な場合としては、例えば、以下のような場合が挙げられています。

- ・ 個人情報の収集、利用、又は開示が明確に情報主体の利益となる目的のために必要な場合で、同意が適時に得られない場合又は情報主体が同意を拒否しないと合理的に期待できる場合
- ・ 国益のために個人情報の収集、利用、又は開示が必要な場合
- ・ 調査のために個人情報収集、利用、又は開示が必要であるが、情報主体の同意を得ようとすると個人情報の利用可能性や正確性が損なわれる場合

(2) PDPA 改正案の規定

PDPA 改正案では、適法性の根拠として、新たに以下の二種類の場合が追加されています。

- ・ 正当な利益による例外：個人情報の収集、利用又は開示による事業者の利益又は公益が情報主体が被る不利益よりも大きい場合。例として、違法行為(汚職、マネーロンダリング等)の発見又は防止、身体の安全確保のために必要な場合が挙げられる。当該例外を適法性の根拠とする場合、当該例外に依拠することを情報主体に通知する必要がある。
- ・ 事業改善のための例外：既に情報主体の同意を得て取得した個人情報を、業務の効率若しくはサービスの改善、製品サービスの開発若しくは品質向上、又は事業者による顧客の属性や選好等の確認のために利用する場合、追加で情報主体から同意を取得することなく、利用できるとされている。当該例外による場合、個人情報の利用は、合理的な個人が適切と考え

⁴ 附則 2 に収集、附則 3 に利用、附則 4 に開示が情報主体の同意なくできる場合が列挙されています。

るであろう範囲内でなされる必要があり、また利用の結果、個人に不利益が生じる可能性がある場合には、利用することはできない。

6. 処分・罰則等の強化

(1) 現状の規定

PDPA は、法律違反又はその疑いが発見された場合等の処分、罰則等として様々な規定を置いていますが、PDPA 改正案にて改正が予定されている主な規定の内容は以下のとおりです。

- ・ DNC(Do Not Call)条項⁵違反への対応：DNC 登録の確認等の DNC 条項に違反した場合、PDPA では刑事罰が科されるとのみ規定されている。
- ・ データブリーチが生じた場合の対応：PDPC はデータブリーチを生じさせた事業者に対して、最大で 100 万シンガポールドル(約 7,700 万円)の制裁金を科すことができると規定されている。
- ・ PDPC からの情報提供要求又は意見提出要求が拒否された場合の対応：PDPC が事業者に情報提供要求又は意見提出要求を行ったにもかかわらず、事業者が応じなかった場合、PDPA 下ではそれらの要求を強制する手段はない。

(2) PDPA 改正案の規定

PDPA 改正案において、上記(i)～(iii)の規定は下記のように改正することが予定されています。

- ・ DNC 条項違反への行政罰の制定：行政罰が制定されることで、同条項の違反者に対して、制裁金の納付命令を含めた命令を発出することが可能となり、これにより事案に応じて DNC 条項をより効率的かつ適切に執行することが可能となる。
- ・ データブリーチに対する制裁金の新たな算定方式の導入：100 万シンガポールドル又は当該事業者のシンガポールにおける年間総売上高の 10%のうち、どちらか高い方が制裁金額とされる。これにより 100 万シンガポールドル以上の制裁金も課されうることとなる。
- ・ PDPC からの情報提供要求又は意見提出要求拒否への罰則制定：PDPC に出頭しなかった場合、意見聴取の要求に事業者が従わなかった場合、又は意見書提出を拒否した場合に、罰則が科されることが予定されている。

7. 小括

以上が PDPA 改正案の概観となります。本稿で紹介した内容はまだ案の段階であり、最終的な法案がどのような内容になるかは未知数ですが、仮にこれらの内容が改正法として成立すれば、シンガポール現地拠点におけるプライバシーポリシー、プライバシーノーティス、社内規則等の内容の改訂を検討する必要がありますので、今後の動向を注視する必要があります。

⁵ シンガポールには DNC 登録制度(Do Not Call Registry)と呼ばれる制度があり、同制度に登録されたシンガポールの電話番号に対する営業の電話やショートメッセージの送付が禁止されています。PDPA では、営業活動を行おうとする事業者は、営業を行う相手方の電話番号が同制度に登録されていないかを確認すること、相手方に自身のコンタクト情報を提供すること、自身の端末識別番号を隠さないこと等を義務づけており、これらの義務の根拠となっている条項を総称して DNC 条項といいます。



むらた とも のぶ
村田 知信

西村あさひ法律事務所 弁護士

to_murata@jurists.co.jp

2010年弁護士登録、2018年UCLAロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームであるBristows LLPに出向。2019年から2020年にかけてホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのサイバーセキュリティ、データ保護等のIT関連規制やIT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019年)。



かず い わたる
数井 航

西村あさひ法律事務所 弁護士

w_kazui@jurists.co.jp

2018年弁護士登録。2017年国際連合工業開発機関(UNIDO)インターン。
日本国内における独占禁止法業務全般に携わる他、日本企業の東南アジア、南アジア、中東地域への進出支援に注力している。進出支援においては、M&A、契約法務一般への対応に加え、国際商事仲裁、競争法、通商法、個人情報保護法、代理店保護法等、幅広い分野の経験を有する。

IV. シンガポール: 仲裁条項を含む契約に基づく債務の回収手段としての会社の解散・清算申立に関する裁判例

執筆者: 佐藤 正孝

1. 背景と論点の所在

シンガポール企業と外国企業とのクロスボーダー取引の場合、その契約中に、紛争解決手段としてシンガポールの裁判所ではなく SIAC 仲裁が選択されることも多く、このような仲裁条項を含む契約の債務者、特にシンガポール企業が債務不履行に陥った場合に、外国企業である債権者が債権回収手段として会社法に基づく債務者の解散・清算の申し立てを行うことができるかという論点の関心が、COVID-19 によるシンガポールを含む全世界的な経済状況の悪化の影響に伴い、より一層高まっていました。そのような状況の中、当該論点に関し、2020 年 4 月、シンガポール最高裁判所の上訴審(Singapore Court of Appeal)において、重要な判決が下されましたのでその概要につき解説いたします。

シンガポールにおける債権回収の手段の一つとして、シンガポール会社法上、SGD10,000 超の債権を有する債権者が同法の規定に従い督促を行い、債務者が 3 週間以内に債務の履行を行わなかった場合には、当該法人債務者は支払不能とみなされ、当該支払不能を根拠に、債権者は法人債務者の解散・清算を裁判所に申し立てるという方法があります。この方法は、実際に解散を申し立て、残余財産からの回収を図ることを目的とする場合の他、実務上、十分な資産を有していると考えられるにもかかわらず、債務の弁済が滞っている債務者に対して支払いを促す手段として利用されることがあります。

上記判決では、当事者間に仲裁条項が存在する場合に当該裁判所への申立手続を利用できるのか、という点が論点になり、上訴審では、原則として、当該手続は利用できないという結論が示されました。

なお、現在は、COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020 により、上記の会社法の要件は、2020 年 4 月 20 日から 6 ヶ月の間、一時的に修正されており、SGD100,000 超の債権を有する債権者が督促を行い、債務者が 6 ヶ月以内に債務の履行を行わなかった場合に、当該法人債務者は支払不能とみなされることになっている点に留意が必要です。

2. 判決の概要

シンガポール企業(「債務者」)が、その保有する海外株式預託証券(「対象証券」)をロシア企業(「債権者」)に対して売却した上で買戻し(実質的にはローン)、対象証券の価値が一定の水準以下に下落した場合には、債務者は債権者に対して現金で担保価値を補填するという趣旨の契約(「本契約」)を締結しました。

本契約には、以下の趣旨の条項が規定されていました。

- (1) 担保価値が一定程度下落する等して債務者の債務不履行事由に該当した場合において、債権者は、第三者に対象証券を売却し、又は対象株式の売却につきオファーを受けることが商業上合理的にできないと判断した場合には、対象株式の Net Value を市場価格として取り扱い、対象証券の買取価格との差額の支払いを求めることができる。なお、Net Value とは、債権者の合理的な判断に基づく対象証券の公正市場価格を意味する。
- (2) 本契約に関する紛争の解決は、SIAC 仲裁とする。

その後、ある事由をきっかけに対象証券の価値が下落したため、債権者が対象証券の価値を算定し、担保価値を補填するために金銭の支払いを求め、債務者に対して Statutory Demand を送付し、3 週間以内に支払いがなかったことを踏まえ、債務者の解散・清算を裁判所に申し立てました。なお、シンガポールの控訴審(High Court)では債務者の解散・清算の申し立てを支持する判決が出され、これに対して債務者が不服申し立てを行った事案になります。

上訴審では、仲裁条項が付された契約上の債務に基づく債務者の解散・清算の申し立ての裁判所での審理の可否につき、当事者間の契約において仲裁条項が規定されており、かつ、当該紛争が仲裁条項の対象となる場合には、債務者の解散・清算の申し立ては却下するが、債務者の主張が裁判手続の濫用に該当する場合、又は債務の存在が真性に争われていない等の例外的な場合に限り、債権者による債務者の解散・清算の申し立ての却下は行わない、という基準(Prima Facie Standard)を示しました。上訴審では、裁判手続の濫用に該当する場合として、債務者が当該債務の履行責任及び金額につき認めている場合、又は債務者が仲裁合意を主張する権利を放棄し、又は当該権利を主張することが禁反言に該当する場合を例示しています。さらに、上訴審は、債権者が債務者の財務諸表に基づき支払能力に合理的な疑いがあることを示した場合、又は他の債権者からも債務者の解散・清算の申し立てがなされる場合には、債権者による債務者の解散・清算の申し立てを却下しないという点にも言及しています。

その上で、上訴審は、本件に上記の基準を適用し、債務者において裁判手続の濫用に該当する事由もない他、債務者の支払能力に合理的な疑義があり、他の債権者からも解散・清算が申し立てられたといった事実関係もないことから、債務者の解散・清算の申し立ては認められない旨の判決を下しました。

3. 実務上の示唆

上記の裁判例は、仲裁条項のある契約上の債務の不履行において、債権者及び債務者との間で、当該債務の存在又は金額等につき争いが生じている場合には、原則、債権回収の手段として債務者に対して Statutory Demand を送付し、一定期間内に債務の履行を行わない場合に、債務者の解散・清算を申し立てることにより間接的に債務の履行を求めるという手段を講じることができない、又は、Statutory Demand を債務者に送付したとしても、債務者の解散・清算を申し立てることができないことを債務者が理解することになるため、債務の支払いを促す効果に乏しいことを示しています。

日本企業がシンガポール企業と契約を締結する場合、紛争解決手段として SIAC 仲裁が選択される場合が多い傾向にあります。が、契約の内容及び性質上、日本企業側の債務不履行責任を問われる可能性は低く、他方でシンガポール企業が債務の支払いを怠った場合に、債権回収の必要が生じる可能性がある内容の契約を締結する場合には、将来の債権回収手段の選択肢を広げるという観点から、紛争解決手段を SIAC 仲裁ではなくシンガポールの裁判所とすることも一考に値するものと考えられます。



さとう まさたか
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士

m_sato@jurists.co.jp

2011年9月から2013年4月までハノイ事務所で勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A およびコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。その後、フィリピンの大手法律事務所に出向し、2014年からシンガポールオフィスで勤務。シンガポール法弁護士(FPC)を有し、現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。

V. マレーシア: 流通取引業の外国資本参加に関するガイドライン改定

執筆者: 吉本 智郎

1. はじめに

マレーシアにおいて流通取引に参入しようとする外国資本は、国内取引・消費者省⁶による「マレーシアにおける流通取引サービスに対する外国資本参加に関するガイドライン⁷」(以下「本ガイドライン」といいます。)に基づく規制に服します。

2020年、本ガイドラインの改定が公表され、WRTライセンスの取得義務が推奨事項に格下げされたこと、コンビニエンスストアが30%まで外資に解禁されたこと、スーパーストアへの外資規制がなくなったことなど、マレーシアで「流通取引」を行い、又は行うことを検討する外資企業にとって重要な規制自由化が導入されました。同改定は、同年1月1日から施行されていると理解されます。本ニュースレターでは、同改定について概説致します。なお、改定前の本ガイドラインの解説については、[西村あさひ法律事務所 アジアニュースレター2018年5月号](#)もご参照下さい。

2. 本ガイドラインの射程

本ガイドラインは、外国資本が、マレーシアにおいて「流通取引サービス(Distributive Trade Services)」業に参入するにあたってのライセンス規制や、その条件等を定めたものとなっています。

「流通取引」⁸という用語はやや曖昧に定義されており、その結果、卸売業、レストラン及び書店といった専門店を含む広い小売業に加え、物品取引を伴わないサービス業についても、本ガイドラインの射程に含まれるように解される点に留意が必要です⁹。さらには、国内取引・消費者省は、本ガイドラインとは別に、それまで規制がされていなかった一定のサービス業のリスト¹⁰を発表しており、同リストに含まれる、流通業以外の幅広いサービス業についても、本ガイドラインに基づくライセンス規制に服する旨の方針を打ち出しています。これらの結果、本ガイドラインの適用を気にすべき産業は、広範なサービス業に亘っています。

3. 改定の主なポイント

本ガイドラインの今回の改定の主なポイントは、以下の通りです。

3.1 ライセンス取得義務の緩和

従前、本ガイドラインは、流通取引業に外国資本が関与する場合、国内取引・消費者省の承認を得ることを義務付けており、当該承認はWRT(Wholesale Retail Trading)ライセンスと呼ばれています。今回の改定で、同ライセンス規制は、義務的ではない任意的制度に緩和されたと理解されます。すなわち、改定後の本ガイドラインでは、冒頭で、「マレーシアにおいて流通取引サービスに従事する全ての外国資本事業者は、その事業の開始に先立ち、国内取引・消費者省から承認を得ることが**奨励、推奨される(encouraged and recommended)**」との表現が用いられ、また、同ライセンス規制についても、申請があることを前提とした記載に改

⁶ “Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs”。以前は、国内取引・協同組合・消費者省(Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism)という名称でした。

⁷ “Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia”

⁸ 「物品やサービスを、サプライチェーンを通じ、再販売を行う仲介業者、又は最終消費者に対して供給する全ての活動」といった定義となっています。

⁹ ただし、①製造ライセンスを持ち、その製造ラインの範囲で製造したものを販売する業者、②マレーシア投資開発庁(MIDA)から国際調達センター(International Procurement Centres)、地域流通センター(Regional Distribution Centres)、事業統括会社(Operational Headquarters)といった地域拠点(regional establishment)としてのステータスを認められた会社、又は③石油、医薬品、有毒物、爆発物、農産物といった、特別法に基づいて別途規制される事業については、本ガイドラインの対象から除くとされています。

¹⁰ “List of Sub Sector on Unregulated Services under Purview of Ministry of Domestic Trade, co-operatives and Consumerism (MDTCC)”。それまで規制がされていなかった分野における外国資本の参入を監督するために導入されたリストであり、広く、キャッチオール的なサービス業も対象に含まれています。

められています。もっとも、当該「推奨」のレベルがどの程度のものか、実務的にもライセンスを取得しないという運用が広まっているかは現時点では未知数です。

なお、外国資本による流通取引業への「関与」の仕方としては、以下のような内容が挙げられています。(1)や(2)の文言はやや曖昧ですが、流通取引業を営む現地企業の過半数の株式を取得する場合には、WRT ライセンスの取得が要求(推奨)されると解されています。

- (1) 株式の取得
- (2) 外国資本による合併・買収
- (3) 新たな支店・店舗・チェーン店の開設
- (4) 支店・店舗・チェーン店の移設
- (5) 既存の支店・店舗・チェーン店の拡張
- (6) 他の事業者の店舗の買取り・承継
- (7) 流通取引業を行うための不動産の購入(地方政府及びその他の官庁からの流通取引業を行うための承認・ライセンスを取得する前に承認が必要)

また、今回の改定により、WRT ライセンスの申請にあたっては、事前に国内取引・消費者省の流通取引委員会(Distributive Trade Committee)に事前相談をすべきことが推奨されています。

3.2 マレーシアへの貢献に関する諸義務の緩和

本ガイドラインは、一般に、外国資本参加のもとで流通取引を行う会社に対し、一定の事項を遵守すべきものと定めています¹¹。今回の改定により、当該事項は下記表の通り変更され、かつ、義務的ではなく推奨に止まるものとされました¹²。

従前の遵守事項	改定後の遵守(推奨)事項
a. <u>ブミプトラ</u> の取締役を任命する。	a. <u>ブミプトラ又はマレー人</u> ¹³ の取締役を任命する。
b. 経営陣を含む全てのレベルで、マレーシアの人口の人口の種構成を反映するような雇用構成とする。 (新設) (新設)	b. <u>特に経営陣以上を含む全てのレベルで、ローカル(マレーシア人)人材を雇用する。</u>
c. 流通取引セクターにおけるブミプトラ参加を支援するた	c. <u>低スキルの外国人労働者の比率を全労働者の 15%以下に抑える。</u>
	d. <u>その商品をローカルサプライヤー販売するにあたっての透明性のある標準業務手順書(standard operating procedures)を定め、提供する。</u>
	e. <u>流通取引セクターにおけるブミプトラ又はマレー人の参</u>

¹¹ もっとも、従前においても、特に a 及び b の雇用に関する義務については、必ずしも多くの企業が遵守しているわけではなかったものと理解しています。

¹² 「All distributive trade companies with foreign involvement must adhere to the following recommendations」という表現が用いられ、記載の各事項は推奨(recommendation)に止まるものに格下げされたとして理解されます。

¹³ 本ガイドラインは、流通取引産業へのブミプトラの参加を促進することが目的の一つと掲げられていたところ、今回、対象につき、ブミプトラのみならず「マレー人(Malay)」という用語が追加されています。この点、「マレー人」とは、(主に中華系又はインド系マレーシア人との対比で、)大要、マレーシア又はシンガポールで生まれ、又はそのような親を持つ、イスラム教を信仰し、習慣的にマレー語を話し、マレーの習慣に従う者であると定義されています(Federal Constitution 第 160 条)。他方、ブミプトラの定義は、本ガイドライン上必ずしも明確ではありませんが、サバ・サラワク地方の先住民をいうものと解されます。結論として、「マレー人及びブミプトラ」で、マレー人及びサバ・サラワクの先住民をカバーするものと理解されますが、マレーシア半島に住むいわゆるオラン・アスリなどの先住民の取り扱いは不明瞭であるようにも思われます(従前の本ガイドラインでは、マレーシア半島の先住民も含めた概念としてブミプトラという用語が使われていました。)。なお、「マレー人及びブミプトラ」が資本の過半数を保有し、かつ経営陣及び従業員が過半数を占める会社等の組織についても、「マレー人及びブミプトラ」に該当するものとされています。

従前の遵守事項	改定後の遵守(推奨)事項
<p>めの明確な方針と計画を策定する。</p> <p>d. ハイパーマーケットにおいては、総労働者の少なくとも1%は障害者を雇用する。</p> <p>e. 商品の輸出入においてマレーシアの空港と港の利用を増大させる。</p> <p>f. マレーシアで利用可能な法的業務やその他の専門的業務には、マレーシアの会社を利用する。</p> <p>g. 国内取引・協同組合・消費者省に対し、年次財務報告書を提出する。 (新設)</p> <p>h. 地方自治体の条例と規定を遵守する。</p>	<p>加を推進する。</p> <p>f. <u>大型店事業(large formats)</u>においては、総労働者の少なくとも1%は障害者を雇用する。</p> <p>g. 商品の輸出入においてマレーシアの空港と港の利用を増大させる。</p> <p>h. マレーシアで利用可能な<u>専門的業務</u>には、マレーシアの会社を利用するように<u>推奨</u>する。</p> <p>i. 国内取引・消費者省に対し、<u>監査済み年次財務報告書</u>を提出する。</p> <p>j. <u>マレーシア政府による、「持続可能な開発目標(SGDs)」の下での持続的開発に向けた取り組み及び課題に協力する。</u></p> <p>k. 地方自治体の条例と規定を遵守する。</p>

3.3 コンビニエンスストアの一部自由化

コンビニエンスストア¹⁴は、従前の本ガイドラインにおいて、外国資本による参入が認められない業種として挙げられていましたが、今回の改定により、一定の外資参入が認められました。

外国資本が関与するコンビニエンスストアについては、以下の条件を遵守することが推奨されています。「推奨(recommend)」という用語が使われていますが、義務的な規制に馴染む性質の内容であり、実務的にどの程度その遵守が要求されるかは現時点では不透明です。

- コンビニエンスストア運営会社は、マレーシアの会社法(Companies Act 2016)に基づき設立された会社であること
- 外国資本によるコンビニエンスストア運営会社は、マレーシアのフランチャイズ法(Franchise Act 1998)に基づくフランチャイズ制度によって運営されること
- 株主資本は最低 100 万リングット以上であること
- 外国資本は、最大 30%までしか株式を保有することは認められず、最低 30%はブミプトラ又はマレー人が保有するものとする(当該条件は、国内取引・消費者省の流通取引委員会への申請時に満たされなければならない)

3.4 スーパーストアの自由化

従前、スーパーストア¹⁵は、ハイパーマーケット¹⁶の事業を行っている会社のみが申請することができるとされていたため、ハイパーマーケットと同じ外資規制(少なくとも株式の 30%についてブミプトラ又はマレー人による保有を求める規制)に服していました。今回、当該制約が削除され、以後、スーパーストアの業態について、外資出資上限は特に課されなくなったと理解されます。

なお、改定後の本ガイドラインにおいても、以下のような流通取引業については、引き続き外資参入は認められないものとされています。

¹⁴ 改定後の本ガイドラインにおいて、コンビニエンスストアは、24 時間営業し、たばこ、新聞、雑誌及びパンなどの日用品を販売する販売店を意味するものとされています。

¹⁵ スーパーストアとは、大要、売り場面積が 3,000 m²以上 4,999 m²未満の、消費者商品(食品含む)を主として取り扱う店とされています。なお、特別市(City Council)又は一般市(Municipal Council)の行政区に該当する都市部においては、より規模の小さいスーパーストア(売り場面積最低 1,000 m²)を展開することが認められます。

¹⁶ ハイパーマーケットとは、大要、売り場面積が 5,000 m²以上の、消費者商品(食品含む)を主として取り扱う店とされています。

- (1) スーパーマーケット・ミニマーケット
- (2) 食料品店・一般販売店
- (3) 新聞販売店及び雑貨店
- (4) 薬局(伝統的薬品や乾燥食品を取り扱う)
- (5) ガソリンスタンド
- (6) 常設的なウェットマーケット
- (7) 常設的な歩道店舗
- (8) 国が戦略的利益を有する事業
- (9) 生地屋・共同食堂・ビストロ・宝石店

3.5 新カテゴリ(ディストリビューション・センター)の導入

今回の改定により、本ガイドラインに服する流通取引業の新たなカテゴリとして、「ディストリビューション・センター」が追加されました。ディストリビューション・センターは、大要、「自己が属するグループ企業のために、一時的に物品を保管し、配送するための施設」と定義されています。このような機能を有する事業についても、「ディストリビューション・センター」として、本ガイドラインに基づき、例えば最低資本金 100 万リンギットの規制(後記 3.6 ご参照)等に服することが明確にされました。

3.6 事業運営条件の変更

本ガイドラインでは、ハイパーマーケット、デパートメントストア¹⁷、スーパーストア、スペシャルティストア¹⁸、その他の流通取引業の各カテゴリに基づき、店舗の営業に関する規制や、周辺環境との関係での義務等、具体的な要件が定められており、詳細は割愛しますが、今回の改定において、これらの具体的な要件についても種々の改定が見られます。

なお、運営条件のうち重要なものとして、流通取引業に参入する外国資本については、最低資本金として、100 万リンギットを有することが求められる点が挙げられますが¹⁹、この点は今回の改定でも変更はありません。

4. 終わりに

以上の通り、今回の改定は、流通取引産業における外資参入自由化を大きく促進するものであり、今後、外資による新規参入を含む活発な市場展開が期待されます。もっとも、改定後の本ガイドラインには文言に不明確なところも散見されますし、義務なのか推奨なのか不明瞭である表現などからは、一挙に自由化に舵を切ることに対する当局の逡巡が表れているようにも思われます。実際の運用としてどの程度の緩和が見られるのか、今後の動向を注視する必要があります。



よしもと ともろう
吉本 智郎

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士

t.yoshimoto@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2014年4月よりシンガポール事務所に赴任。2019年シンガポール法資格(FPC)登録。シンガポール、インドネシア、マレーシアの M&A、紛争、労務案件に多く携わる。

¹⁷ デパートメントストアとは、大要、様々な売り場面積を持つ、通常、豊富な種類の消費者商品(食品含む)につき、性別、年齢、ライフスタイルなどに応じて部門別に細分化した、単一の管理に基づく店とされています。

¹⁸ スペシャルティストアとは、大要、飲食店、食料品店、家具店、電化製品店、健康商品店、眼鏡屋、靴屋、服屋、スポーツ用品店、本屋、宝石屋、バイク屋、車屋、機械品店、薬局、その他の専門店をいうものとされています。

¹⁹ さらに、ハイパーマーケットについては 5,000 万リンギット、デパートメントストアについては 2,000 万リンギット、スーパーストアについては 2,500 万リンギットの最低資本金が求められます。

VI. ミャンマー法務にまつわる近時のトピック

執筆者: 湯川 雄介、鈴木 健文

* 本書は、2020年7月21日時点の情報に基づいて執筆しております。

本稿では、近時におけるミャンマー法務にまつわるトピックとして、(1)ミャンマー競争委員会が公表した広告・販売促進に関する命令、(2)直接販売法の法案、及び(3)コンドミニアムにかかるオーナーシップ割合に関する新告示について取り上げて、概要をご紹介します。

1. 広告・販売促進に関する制限

ミャンマー競争委員会は、3月25日付け命令(Order 2/2020)〔「本命令」〕により、すべての事業を対象とする広告・販売促進に関する命令を公表しました。

本命令によれば、すべての事業は、以下の広告・販売促進規制に服するものとされ、これに反した場合には、競争委員会による行政処分又は刑罰の対象になるものとされています。

- 公衆に対する広告、又はその他の方法による販売促進は、正しい内容を誠実に伝え、かつその内容を適切に保証する文字、シンボル、イメージ及び情報を使用しなければならない。
- 次のような文字、シンボル、イメージ及び情報は使用してはならない。
 - ✓ 大衆を誤導するもの
 - ✓ 大衆に誤った情報を伝えるもの
 - ✓ 大衆を脅迫するもの
 - ✓ 大衆を欺罔するもの
 - ✓ 大衆を混乱させるもの
 - ✓ 他者の事業の評判を害するもの
 - ✓ 他者の事業の利益を毀損するもの
 - ✓ 他者の事業の遂行を妨げるもの
 - ✓ 他者の事業を模倣するもの
 - ✓ 他者の事業との混同を生じさせるもの
- いずれかの組織より推薦又は承認を得ていることを周知させることを希望する場合、当該組織の推薦又は承認を確実に得たうえで、要求があった場合にはそれを提示できるようにしていること。

2015年に施行された競争法では、消費者に対する誤導や、不正競争目的での広告及び販売促進などは不正競争行為として禁止されているため、本命令は、実質的にはこれらの規定を明確化するものとして機能するものと考えられますが、引き続き競争委員会による運用の実態を注視していく必要があると考えられます。

2. 直接販売法-法案の内容とその問題点

2020年7月時点で公開されている直接販売法(Direct Sale Law)と題される法律の法案(以下「本法案」といいます)では、直接販売(Direct Sale)を規制業種としており、「直接販売」を行う事業者は、当局において登録証を得なければならないとされています。この点、本法案には、次のような問題の存在が窺われます。

- 直接販売の内容が過度に広範
本法案によれば、「直接販売」とは、店舗に陳列せず、顧客との面談、注文書又は電子的手段により、商品・サービスを提供・販売すること、と定義されています。この点、「顧客」とは、商業・余暇目的を除き、自己・他者が使用する為に商品・サービスを購入、使用又は受領する者と定義されており、個人顧客及び法人顧客に、非店舗型で、商品を販売し、又はサービス提供するビジネスは、広く規制対象に含まれる結果、多くのビジネスが、文言上は「直接販売」に該当してしまうように思われます。
- 販売代理店の趣旨
本法案によれば、「販売代理店」とは、事業者の代わりに消費者に対して直接に商品・サービスを提供するものと定義されています。かかる「販売代理店」がいわゆる Distributor、Dealer のいずれ(又はそれ以外のなにものか)を意味するのかは、本法案からは不明確です。
- 販売代理店保護規制
直接販売法の法案には、次のような販売代理店保護を企図していると解しうる規定が盛り込まれています。
 - ✓ 事業者は、販売代理店との間で売買契約締結義務を負っている。
 - ✓ 事業者は、販売代理店候補先に対して、直接販売の事業構造や利益状況、収益分配などの情報を事前に提供する義務を負っている。
 - ✓ 事業者は、当局に対して、直接販売に関する事業の状況や販売代理店の収益について当局に提出する義務を負っている。
 - ✓ 事業者が、販売代理店に対して法的措置を執るためには、当局の承認を得なければならない。

ミャンマーでは、これまでいわゆる代理店保護法制はありませんでしたが、直接販売法により、代理店保護制度が設けられる可能性があり、代理店を利用した事業モデルに大きな影響を与える可能性があります。

- 当局による直接販売事業への関与
上記の通り、事業者は、直接販売事業の状況や、販売代理店の収益などを当局に提出しなければなりません。また、事業者が販売代理店に対して法的措置をとるためには当局の承認を要することとされています。当局が、販売代理店を利用した事業に関与・規制してくる可能性があり、販売代理店契約の解除などが制限される可能性があります。
- 商品販売時における当局指定の費用以外の收受禁止
本法案によれば、何人も、商品を販売するための費用として、当局が指定する費用以外(販売代理店費用やトレーニング費用など)の費用を收受してはならないとされています。商品を販売する事業や、販売代理店を利用した事業の収益構造に大きな影響を与える可能性があり、また当局による過度な規制につながる恐れがあります。

この点、商業省担当者の非公式な見解ではありますが、本法案において規制する対象のビジネスは、いわゆるネットワークビジネスやマルチ商法であり、一般に行われているその他の販売業やサービス業を規制する意図はないとのことです。もっとも、本法案の文言上は、上記のような問題点があるため、今後、実際にどのように運用されるかについて、予断を許さないと考えられます。

3. コンドミニアムにかかるオーナーシップ割合の決定

2016年初めにコンドミニアム法、2017年末にコンドミニアム細則がそれぞれ施行され、2019年初頭にはコンドミニアム建設用の初の事業者ライセンスが発行されるに至ったものの、コンドミニアム内の各アパートメント(ユニット)のオーナーシップ割合を決定する方法が決まら無いことなどを理由として、実際のコンドミニアム建設許可が発行されない状態が続いていました。しかし、2020年6月、オーナーシップ割合の計算方法を決定する告示(「計算方法告示」)が発行され、オーナーシップ割合について具体的な計算

方法が指定されるに至りました。

計算方法告示上、オーナーシップ割合は、コンドミニアム細則にて示された方法を若干修正し、次の計算に基づいてなされることとされています。

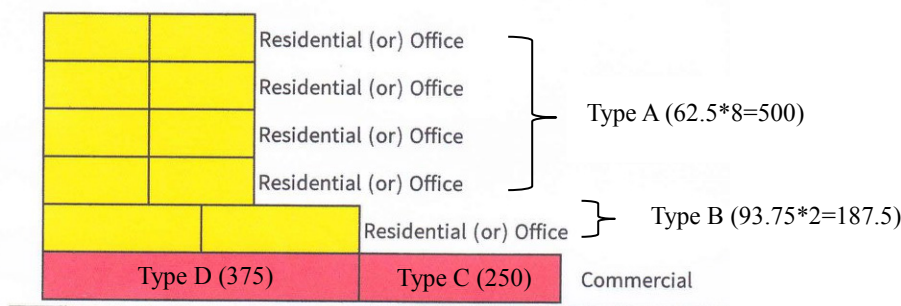
$$\text{オーナーシップ割合} = \frac{\text{アパートメントの床面積}}{\text{コンドミニアム内の販売可能床面積}} \times \text{分率} \times \text{加重係数}$$

分率については、百分率、千分率、又は万分率のいずれかを使用することとされ、また住居又はオフィス用途の場合には加重係数が1、その他の商業用との場合には加重係数が2とされています。

計算方法告示では次のような6階建、全部で12室が存在する建物を例にとって、千分率により計算した場合のオーナーシップ割合が例示されています。

下記建物の構成は上層階から以下の通りで、全部で延べ床面積16000平方フィートとされています。

- Type A: 小さいサイズの住居・オフィス (各 1000 平方フィート) (3 階～6 階 合計 8 室)
- Type B: 大きいサイズの住居・オフィス (各 1500 平方フィート) (2 階 合計 2 室)
- Type C: 小さいサイズの商業用建物 (2000 平方フィート) (1 階 合計 1 室)
- Type D: 大きいサイズの商業用建物 (3000 平方フィート) (1 階 合計 1 室)



そして、各 Type の 1 室あたりのオーナーシップ割合は上記算式により以下の通りとされています。

$$\text{Type A のオーナーシップ割合} = \frac{1000}{16000} \times 1000 \times 1 = 62.5$$

$$\text{Type B のオーナーシップ割合} = \frac{1500}{16000} \times 1000 \times 1 = 93.75$$

$$\text{Type C のオーナーシップ割合} = \frac{2000}{16000} \times 1000 \times 2 = 250$$

$$\text{Type D のオーナーシップ割合} = \frac{3000}{16000} \times 1000 \times 2 = 375$$

かかるオーナーシップ割合は、管理費の分担や区分所有者の総会での議決権、コンドミニアムにかかる利益・債権債務の分配に利用するとされています。

計算方法告示の発表により、コンドミニアムの建設に向けた流れが加速することが期待されますが、実際の運用に向けては未だ不明確な点も残っており、今後も具体的なルールの制定や運用の注視していく必要があります。



ゆ かわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表
y_yukawa@jurists.co.jp

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013年1月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、ロビイング活動、法整備支援プロジェクトへの関与も多数。Chambers Asia-Pacific 2020 ミャンマーの General Business Law にて Leading Individual に選出。



すず き たけふみ
鈴木 健文

西村あさひ法律事務所 弁護士
ta_suzuki@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2016年カリフォルニア州弁護士登録。2015年より1年間ヤンゴンに常駐し、現地の法律事務所勤務。また、2016年、2019年には、法務省よりミャンマーの法制度、リーガルニーズ等を調査する業務を受託。その他ミャンマー裁判官へのビジネス法務に関する法教育にも関与。現在は、クロスボーダーのM&A、コーポレート案件に携わる他、ミャンマー法務全般に深く携わっている。近著に「別冊 NBL No.171 ミャンマー不動産法の理論と実務」(共著)がある。

Ⅶ. インド: 零細中小企業保護法の特徴とコロナ禍を受けての適用拡大

執筆者: 鈴木 多恵子、数井 航

1. はじめに

インドは、零細中小企業が同国 GDP の約 14%、輸出の 45%を占めるなど、同国の産業と雇用の中核を担っているところ、コロナ禍と長期化するロックダウンにより特にこれらの企業が大きな打撃を受けました。これを踏まえ、インド中央政府は、2020年6月26日、The Micro, Small and Medium Enterprises Development Act, 2006(以下「零細中小企業保護法」といいます。))における Micro Enterprise(以下「零細企業」といいます。)、Small Enterprise(以下「小企業」といい、零細企業と併せて「零細小企業」といいます。)、及び Medium Enterprise の資本金や売上額の基準を上げて同法の保護対象を拡大する法改正を行い、2020年7月1日付で施行しました。

同法に基づき零細小企業としての登録を行った企業は、商事取引における支払期限の設定や遅延損害金利息の算定、債権の迅速な回収実現において、非常に手厚い保護を受けられます。日本には類似の立法目的を有する法制として下請法がありますが、今般零細中小企業保護法改正により保護対象が拡大したことをうけ、インドにおいて日系企業が現地企業等と取引を行うにあたって、相手方が同法の零細小企業登録を受けていないかどうか、その取引条件に留意する必要があります。

また、日系企業の進出規模によっては、そのインド現地法人が改正後の零細小企業に該当することもあり得、その場合には、同法の認定を受けることも検討に値します。

2. 適用対象、零細小企業認定手続

(1) 適用対象

法改正以前の零細企業と小企業との分類基準は、以下のとおり、工場、機械又は設備への投資額のみを基準とし、また、製造業者かサービス業者であるかで適用基準が異なっていました。

<改正前: セクター別の工場、機械又は設備への投資額基準>

	製造業者の場合(累計)	サービス業者の場合(累計)
零細企業	250 万インドルピー以下	100 万インドルピー以下
小企業	250 万インドルピー超、5,000 万インドルピー以下	100 万インドルピー超、2,000 万インドルピー以下

今回の法改正により、製造業者及びサービス業者の区別が撤廃され、セクターを問わず一律の基準が適用されることとなりました。また、工場、機械又は設備への投資額基準が大きく引き上げられる一方で、売上高による基準も追加設定されました。

<改正後: 2 種類の金額基準>

	工場、機械又は設備への投資額(累計)	売上高(累計)
零細企業	1,000 万インドルピー以下	5,000 万インドルピー以下
小企業	1,000 万インドルピー超、1 億インドルピー以下	5000 万インドルピー超、5 億インドルピー以下

零細小企業の認定を受けるためには、工場、機械若しくは設備への投資額及び売上高双方の基準を充たすことが必要であり、いずれかが基準を超えた場合には次のカテゴリーに分類されることとなります。例えば、工場、機械若しくは設備への投資額が 1,000 万インドルピーであっても、売上高が 6,000 万インドルピーの企業は、零細企業ではなく小企業に分類されます。

(2) 適用認定の手続

零細中小企業保護法における零細小企業として保護を受けるためには、区分毎に定められた監督官公庁に、所定の書類を提出して登録を受ける必要があります。登録が完了すると登録区分に応じた登録証が発行されます。

3. 零細中小企業保護法の特徴

日本の下請法と同様、零細中小企業法は強行法規であり、法定の内容よりも零細小企業に不利となる合意は、仮に契約書において明示的かつ自由意思に基づく任意の合意があったとしても、零細小企業に不利に働く限りにおいて無効となります²⁰。

(1) 商品・サービス提供対価の支払期限の法定

零細小企業から購入した商品又は提供されたサービスの対価の支払いは、商品の受領又はサービスの提供から 45 日以内に行う必要があります。

支払いが期限内になされない場合には、零細小企業は、各州政府の下に設置される準司法機関である Micro and Small Enterprises Facilitation Council(以下「零細小企業紛争解決円滑化委員会」といいます。)に、対価の支払命令を求めて申立てができます。

(2) 遅延損害金の利率

インドには、日本の民商法が定めるような法定利率は存在せず、当事者が個別に合意するか、合意がない場合には(それが紛争として持ち込まれた場合に)裁判所がその裁量で決定します。零細中小企業保護法は、登録を受けた零細小企業が債権者となる取引契約においては、その遅延損害金利率を中央銀行が定める利率の 3 倍と定めています。商事取引においては通常 14-20%前後で合意がなされますが、零細小企業が大企業に対して有利な条件を勝ち取ることは必ずしも容易ではないところ、零細中小企業保護法により強制適用される利率は前述の合意水準よりも高率となることもあります²¹。

(3) 迅速な紛争解決手続の利用:特設委員会による調停・仲裁

インドにおいては、裁判を通じた債権回収には数十年単位の極めて長期の時間を要しますが、この点についても、登録を受けた零細小企業は、零細中小企業保護法に基づき設置された零細小企業紛争解決円滑化委員会による調停・仲裁等の裁判外の紛争解決手続を利用することにより、早期の回収を図ることができます。

この申立てを受理した委員会には、90 日以内の事案解決が義務付けられています。委員会は、まず調停による解決を試みることとされ(調停前置)、これが不調に終わった場合には当該事案を仲裁に付します。調停の実施や仲裁は、当事者の合意を要せず、裁判管轄合意等の別途の合意があっても強制的に行うことができると解されており²²、取引先である零細小企業から同委員会への申立てを受けた場合には、非申立人は、迅速な対応を迫られることに留意が必要です。

²⁰ 零細中小企業保護法 24 条

²¹ 中央銀行が定める利率は景気等に左右されるため、2019 年 12 月末時点では 5.4%前後でしたが、2018 年には 8%前後で、零細中小企業保護法の強制利率が 24%を越えた時期もあります。

²² デリ高等裁判所裁判例 GET & D India Limited Vs Reliable Engineering 2017



すずき た え こ
鈴木 多恵子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
t2_suzuki@jurists.co.jp

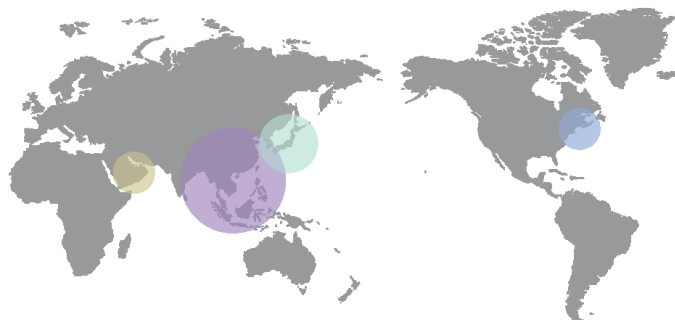
2006年弁護士登録。日本企業のインドへの進出法務(JV、M&A)に加え、特にインドにおける訴訟(商事紛争や税務訴訟)、商事仲裁、投資仲裁、通商事案等の紛争案件、当局対応案件(刑事、競争法対応)、不祥事対応案件に注力。2012-2013年インドの法律事務所に出向。スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、ネパール、モルディブ等の南アジア諸国、UAE 等の中東諸国、アフリカ諸国案件も手がける。



かず い わたる
数井 航

西村あさひ法律事務所 弁護士
w_kazui@jurists.co.jp

2018年弁護士登録。2017年国際連合工業開発機関(UNIDO)インターン。
日本国内における独占禁止法業務全般に携わる他、日本企業の東南アジア、南アジア、中東地域への進出支援に注力している。進出支援においては、M&A、契約法務一般への対応に加え、国際商事仲裁、競争法、通商法、個人情報保護法、代理店保護法等、幅広い分野の経験を有する。



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200

Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646

E-mail info_dubai@jurists.jp

森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228

E-mail info_bangkok@jurists.jp

パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@jurists.jp

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@jurists.jp

首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@jurists.jp

カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@jurists.jp

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@jurists.jp

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@jurists.jp

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s_okada@jurists.co.jp

代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。